

平成 22 年度 埼玉県スポーツ少年団現地研修会

講演出席報告書

日時：平成 23 年 1 月 29 日～30 日

場所：ホテル磯部ガーデンコンベンションホール【桜】

講師：REGISTA 有限責任事業組合 代表 谷 塚 哲 氏

◆リスクマネジメント①

○スポーツと事故・怪我

- ・ スポーツとは常にリスクがつきものである。
- ・ 様々な場面においてリスクが発生する可能性がある。
- ・ スポーツ指導とはいかにリスクが発生させないか？重要である。
- ・ スポーツ指導者とは、技術を教えることだけでなく、安全にスポーツを指導する責任がある。

○スポーツに内在する危険

- ・ スポーツに内在する危険
- ・ 参加者各人は、スポーツのリスクを受諾している。
- ・ スポーツ活動中の事故やケガの責任は、原則自己責任である。
- ・ しかし、自己責任では済まされない場合も多数ある。
- ・ 体格的な差、趣旨、経験の差 等（男性と女性や高学年と低学年、熟練者と初心者等）

※ 親善試合は上記の差がある場合、自己責任とはならず、主催者側の責任となった判例あり。

○指導者と安全配慮義務

- ・ 指導者の安全配慮義務
- ・ 対象者によりその度合が違ってくる。
- ・ 予見可能性・回避可能性の有無
- ・ 指導前、指導後、行き帰り、遠征移動中（会場への往復での事故も責任が問われるため、合宿等は現地集合現地解散が望ましい。）
- ・ クラブ員以外の子供たちへの責任（体験入団でも責任あり。保険の加入を）

- ・ 健康へ安全配慮義務(熱中症対策、子供たち様子を常に観察する)
- ・ 天災に関する安全配慮義務 (落雷で死亡し主催者側が訴えられたケースあり)
- ・ ボランティア指導員の責任 (ボランティアだから責任がないというわけではない)
- ・ 免責同意書 (保護者への意識付けには効果があるが、法律上意味がない)
- ・ 報告義務 (ケガをした場合は大小に係わらず、必ず保護者に報告する)
- ・ 練習時間外であっても、その場に指導者がいる場合は、安全配慮義務がある。

○スポーツ中の突然死

- ・ 指導者の現場での義務 (一刻を争う場合あり)
- ・ 医学的な観点から指導者はその場で救命蘇生法を施すべきか?
- ・ 心臓震盪 (しんとう) ボール等が心臓にあたった場合、鼓動のタイミングで鼓動が停止してしまう。弱くても可能性あり。12~13歳に多い。
- ・ 自動体外式除細動器(AED) (心臓が停止しても15分程度は脳が生きているが、1分で約10%がダメージを受けるので、早めの蘇生手段が肝要)
- ・ 子供に多く見られる突然死

○スポーツ事故と法的責任

- ・ スポーツ事故が起こった場合の責任の追求
- ・ 刑事責任 (罪) と民事責任 (損害)
- ・ 事故や怪我が起こった場合の法律的な訴えの根拠は?
- ・ 不法行為・責務不履行
- ・ クラブの責任=使用者責任

○保険について

- ・ 傷害保険
- ・ 損害賠償保険
- ・ 保険内容の検討・公表
- ・ 事故・怪我後の対応の重要性 (

※ 日頃の対応によってトラブルの大小が決まるといっても過言ではない。
したがって、保護者側が感情的にならないよう、日頃から保護者とのコミュニケーションをとることが大切である。また、子供たちや保護者に対し平等に対応する。

<保護者から反感を買う悪いケース>

- ・ 上手な子どもだけを特別扱いする。

- ・ 子どもが起こした些細な事でも大問題にしてしまう。
- ・ 大声で怒鳴る。
- ・ 体罰を与える。
- ・ ワンマンな指導。

◆リスクマネジメント②

○クラブと会員の法的な関係性

- ・ クラブと会員との関係性は入会申込を介して、契約関係にある。
- ・ クラブの義務＝安全に指導する
- ・ クラブの権利＝お金をもらう
- ・ 会員の義務＝お金を払う
- ・ 会員の権利＝安全に指導を受ける
- ・ スポーツ指導の提供＝役務の提供

○事業者と消費者

- ・ スポーツ指導という役務を提供して、お金をもらうクラブとは、社会的には「事業者」である。
- ・ スポーツ指導という役務を受けて、お金を払う会員とは、社会的には「消費者」である。
- ・ スポーツクラブとは、事業者と消費者の契約である。
- ・ 消費者基本法・消費者契約法が関係する。(消費者契約法第8条では、事業者に一方向的に有利な条項は、たとえ契約書や約款に記載されたものであっても無効になる)
- ・ 注意事項や規約を紙で渡し、十分説明すること。また、HPに掲載すること。

○法人格の取得

- ・ 万一死亡事故等が起きてしまい、クラブ側に賠償金支払いが命じられた場合、支払えない場合は**法人ならば破産**することで免れる。

○特定非営利活動法人

- ・ 非営利組織＝NPO
- ・ 1998年施行(特定非営利活動促進法)
- ・ 公益を目的とする法人格

○非営利とは？

- ・ 非営利とは、利益を還元しないこと(残金があった場合、翌事業費に金額充当することで非営利となる)
- ・ 給料や報酬その他事業の支出は問題ない。

○税制の優遇

- ・ 公益法人格及び任意団体における税制の考え方(原則課税⇒税制の優遇あり)
- ・ ①**収益事業(34業種)**を行った(②事業場を設けて、③継続性を持って)場合に、法人税の対象となる。

○収益事業(34業種)とは

- ・ 物品販売業、不動産販売業、金銭貸与業、物品貸与業、不動産貸与業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席待業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周施業、代理業、仲介業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊戯所業、遊覧所業、医療保健業、**一定の技芸教授業等**、駐車場業、信用保険業、無体財産の提供等を行う事業、労働者派遣業

○技芸教授等

- ・ 洋裁、和裁、着物着付け、編み物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン(レンドリングを含む)、自動車操縦若しくは小型船舶の操縦の教授も含む
- ・ これらは限定列举といわれる。限定列举とは、ここに記載されているもの以外は該当しない。また、同様のものは入らない。
- ・ スポーツを教える、スポーツ指導は記載されていないため、スポーツ指導(スポーツクラブ事業、スポーツ教室事業)における収益は原則、法人税の対象ではない。

○その他の税金

- ・ 収益事業を行わないかぎり、法人としてその他にかかる税金(法人住民税や事業税金)は申請することで免除になる可能性がある。
- ・ 消費税は通常会社と同じ。
- ・ 個人で道場をひらいている場合等、個人事業主となる場合がある。

以 上